

小委員会の設置について（決定）

平成 1 8 年 3 月 9 日
宗教法人審議会決定
令和●●年●●月●●日一部改定

1 趣旨・目的

宗教法人審議会規則第~~1-2-1~~1 1 条の規定に基づき、会長は、必要があると認めたと
きは、特別な事項を調査審議させるため、小委員会を設置することができる。

2 構成

小委員会は、会長が指名する委員で構成する。

3 座長

- (1) 小委員会に座長を置く。
- (2) 座長は、小委員会の委員が互選した者とする。
- (3) 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。